

任継・特退被保険者のみなさまへ

被扶養者(ご家族)の状況確認調査 実施に関する事前のご案内

本年も10月下旬頃に調査を実施いたしますので、事前にご案内申し上げます。

留意事項

このお知らせは事前のご案内となります。証明書等の提出につきましては、**10月下旬頃**に送付する「被扶養者状況確認票」が届いてから、送付をお願いいたします。

1. 送付予定日 10月下旬頃

2. 送付対象者

9月10日時点(予定)で日立健保に**18歳以上の被扶養者を登録**されている被保険者の方。
(平成31年1月1日までに資格喪失予定の方を除く)

3. 証明書類の提出について

平成29年9月1日以降新たに扶養認定された方を除き、証明書類の提出が必要になります。



健康保険「被扶養者」状況確認票

101-0022
東京都千代田区神田錦町三番地

平成30年9月10日 発行

健保 正美 様

※記入例(別紙)を参照のうえ、太枠内を記入してください。

日立健保お問い合わせ窓口 フリーダイヤル：0120-033-566

扶養者氏名	性別	生年月日	扶養者 氏名 印	居住の状況 (扶養する項目に○印)		収入の有無(扶養する項目に○印)	
				1. 同居 2. 別居(1ヶ月以上)	3. 単身(1ヶ月以上)	1. 年金・雑収入 2. 給与(1ヶ月以上)	3. 事業所得(自営業等) 4. 他()
平成26年8月1日 ケンドー ハナコ 健保 花子	00 女	昭和 30年 1月 1日	<input type="checkbox"/>	1. 同居 2. 別居(1ヶ月以上) 3. 単身(1ヶ月以上) 4. その他別居 5. その他別居	1. 年金・雑収入 2. 給与(1ヶ月以上) 3. 事業所得(自営業等) 4. 他()	1. 学生 2. その他	

現在の私の被扶養者の状況について上記のとおり確認いたしました。

＜確認者名欄＞(自署の場合、捺印は不要)

扶養者
氏名 印 職 位

証明書の提出が必要な場合、【証明書必要】と印字されます。

「被扶養者状況確認票」(10月下旬頃送付予定)とあわせて提出していただく証明書類の例

収入	収入名称等	証明書類(すべてコピーで構いません)	証明書類発行元および 入手先
あり	年金収入	直近の年金振込通知書または 年金額改定通知書(見開きの葉書です) *源泉徴収票は認められません。 *通知書がない場合は、年金が振込まれた預金通帳でも かまいません。 *受給者名・金額が記載されているものを提出願います。	・日本年金機構 ・各企業の厚生年金基金 または企業年金基金等
	給与収入	直近3ヶ月の給与明細書または平成29年分の源泉徴収票 【専従者給与の方】 給与支払いされている方の平成29年分の確定申告書(第二表) *源泉徴収票を提出する場合は、後日再確認を依頼するこ とがあります。	・勤務先等 ・税務署 (専従者給与の方)
	事業等収入	平成29年分の確定申告書(第一表)(第二表)	税務署
なし	学生	在学証明書(学生証でも可)	学校等
	学生以外	平成30年度(平成29年1月1日～平成29年 12月31日)の非課税証明書(平成29年1月1日～平成29年 12月31日の収入内容が記載されたもの)	市区町村役所の 市民税課等
施設入所、就学別居 以外で別居している 場合は、上記の証明 書とあわせて右記の 証明書類が必要とな ります。		直近3ヶ月分の仕送りの金額を証明するもの ・金融機関のご利用明細 ・預金通帳 ・インターネットバンキングの取引画面等 *送金日・送金額・送金人・受取人が明記されているもの を提出願います。	金融機関等

《参考》被扶養者の主な認定基準について

収入限度額	被扶養者に収入がある場合は、被保険者の収入額の2分の1未満で次の収入基準を満たしていることが必要です。 ・60歳未満の場合、年間130万円(月額108,334円)未満であること ・60～74歳、または障害年金受給者は、年間180万円(月額15万円)未満であること ※「年間」とは、必ずしも1月～12月ではなく、現時点から将来へわたっての1年間で想定される収入をみます。
収入の種類	①年金収入(老齢年金、企業年金、個人年金(一時金は除く)、障害年金、遺族年金、共済年金等) ②給与収入(所得税法で課税対象となっていないもの(通勤交通費等)を含む) ③事業等収入(自営業、農業、漁業、自由業(保険の外交等)、不動産賃貸、投資(配当)、利子(有価証券等)、雑収入(原稿料、印税等)) ※年金収入、給与収入、雑収入は、支払総額を基準とします。
別居の場合	別居者の収入が上記収入限度額未満で、かつ次の条件をすべて満たすことが必要です。 ・毎月必ず仕送りしていること。 ・別居者の収入月額より多い仕送りをしていること。 ・一定の標準生活額(1人月額5万円)以上の仕送りをしていること。 ※手渡しは認めておりませんので、送金額を証明できるものが必須です。

調査に関するお問い合わせ コールセンター 0120-033-566(平日8:50～17:20)